（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第六条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和二年度の予算から適用し、令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

２　第六条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和三年度の予算から適用し、令和二年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（準備行為）

第十条　第五条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十条の二第四項に規定する指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行前においても、同法第十条の二第五項の規定の例により行うことができる。

（検討）

第十一条　政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年を目途として、第三条の規定による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十七条の二の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

２　政府は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行後五年を目途として、改正後雇用保険法第三十七条の五の規定について、当該規定により高年齢被保険者となった者の状況及び当該者に対する改正後雇用保険法に基づく給付の支給状況等を勘案しつつ、二以上の事業主の適用事業に雇用される労働者に対する改正後雇用保険法の適用の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（船員保険法の一部改正）

第十二条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第七条第一項第二号」を「第七条第一項第三号」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第十三条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第五十六条第三号中「障害補償給付」の下に「、複数事業労働者障害給付」を加える。

附則第七条の五第一項中「六分の十五」を「四分の十」に、「十五分の六」を「十分の四」に改め、同項第一号中「百分の六十二」を「百分の六十四」に、「に百分の六」を「に百分の四」に改め、同項第二号中「百分の六」を「百分の四」に改める。

附則第十一条の六第一項中「六分の十五」を「四分の十」に、「十五分の六」を「十分の四」に改め、同項第一号中「百分の六十二」を「百分の六十四」に、「に百分の六」を「に百分の四」に改め、同項第二号中「百分の六」を「百分の四」に改める。

附則第十三条の六第四項中「六分の十五」を「四分の十」に、「十五分の六」を「十分の四」に改め、同項第一号中「百分の六十二」を「百分の六十四」に、「に百分の六」を「に百分の四」に改め、同項第二号中「百分の六」を「百分の四」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　前条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第七条の五、第十一条の六及び第十三条の六の規定は、改正後雇用保険法第六十一条第五項（雇用保険法第六十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者に係る老齢厚生年金の支給の停止について適用し、附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた被保険者に係る老齢厚生年金の支給の停止については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十五条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の二第一項中「及び次項」を「から第三項まで」に、「百分の四十」を「百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」に改め、同条第二項中「まで」を「日まで」に改め、同条第三項中「百分の四十」を「百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」に改める。

第六十八条の三第三項中「同条第三項中」の下に「「百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」とあるのは「百分の四十」と、」を加え、「あるのは」を「あるのは」に改める。

附則第十一条の二を削る。

附則第十一条の三中「同条第三項において準用する第六十八条の二第三項」を「第三項」に改め、同条を附則第十一条の二とし、附則第十一条の四を附則第十一条の三とする。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十八条の二の規定は、施行日以後に開始される同条第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金について適用し、施行日前に開始された前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十八条の二第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金については、なお従前の例による。

（国民健康保険法等の一部改正）

第十七条　次に掲げる法律の規定中「療養補償給付」の下に「、複数事業労働者療養給付」を加える。

一　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十六条第一項

二　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十七条第一項

三　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十条

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十八条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十条の二第一項中「及び次項」を「から第三項まで」に、「百分の四十」を「百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」に改め、同条第二項中「まで」を「日まで」に改め、同条第三項中「百分の四十」を「百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」に改める。

第七十条の三第三項中「同条第三項中」の下に「「百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」とあるのは「百分の四十」と、」を加え、「あるのは」を「あるのは」に改める。

附則第十七条の二を削る。

附則第十七条の三中「同条第三項において準用する第七十条の二第三項」を「第三項」に改め、同条を附則第十七条の二とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十条の二の規定は、施行日以後に開始される同条第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金について適用し、施行日前に開始された前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第七十条の二第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金については、なお従前の例による。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六十九の項中「失業等給付」の下に「又は同法第六十一条の六第一項の育児休業給付」を加える。